

はじめに

『これからの特別支援教育はどうあるべきか』。これが本書のタイトルであり、テーマです。

今日、特別支援教育は、内外の思潮のうねりの中で、さまざまな課題に直面しています。もとより課題のない教育はなく、「課題がない」と思ってしまった瞬間に、その教育は前進を止め、後退してしまいます。ですから、課題を正しく認識することこそ、健全な教育の前進につながると考えます。

特別支援教育の発展過程もまた、その時々課題を現場が真摯に受け止め、悩み、道を拓いてきた過程でありました。

本書では、特別支援教育における今日的なさまざまな課題を整理し、それぞれの「これから」を提言しています。この作業が、特別支援教育の前進に道を拓くことを期待してのことです。

本書の編集に当たって、以下の4点を確認しました。

- ・ 学びの場や指導の形態等の固定的な枠組みからインクルーシブ教育システムの視点へと転換を図る。
- ・ 具体的指導・支援につながる多様な視点と発展的内容を踏まえる。
- ・ 各テーマで取り上げる内容について、実践例を踏まえることで具体的に提案する。
- ・ 課題指摘だけでなく、未来志向の発展的視点を踏まえた具体的な展望を示す。

インクルーシブ教育の実現という課題を基本に、多様な課題を見つめ、実践現場の目線で、未来志向の提言をと考えて編まれたのが本書です。

読者のみなさまが、本書を通して、これからの特別支援教育の方向性のビジョンをもつことができ、かつ実践のこれからにお役に立つことができれば、うれしいことです。

令和5年10月吉日 全日本特別支援教育研究連盟理事長 名古屋恒彦

これからの特別支援教育はどうあるべきか

はじめに 1

第1章 共生社会の実現を目指す特別支援教育の
今とこれから 5

第2章 インクルーシブ教育システムの充実に向けて
..... 15

- 1 多様性を前提とした学校づくり
～特別支援教育と通常の学級の教育変革の融合～ 16
- 2 交流及び共同学習による「学び合い」の推進 22
- 3 連続した多様な学びの場の一つとしての「特別な教育の場」の機能
の充実①
～通級による指導と特別支援学級の機能の充実～ 30
- 4 連続した多様な学びの場の一つとしての「特別な教育の場」の機能
の充実②
～特別支援学校における指導の機能の充実～ 36
- 5 乳幼児期の支援と就学への支援 42
- 6 安心して学べる学習環境と生涯学習への支援 48
- 7 本人参画の基礎となる意思決定の支援 54
- 8 国際的潮流の中での我が国の特別支援教育 60

- 1 通常の学級における「特別」ではない支援教育
～ユニバーサルデザインの実践的展開～ …………… 68
- 2 各教科等を合わせた指導、教科別の指導の効果的展開 …………… 76
- 3 自立活動と「個別の指導計画」等の効果的活用 …………… 84
- 4 カリキュラム・マネジメントによる教育課程の充実 …………… 92
- 5 授業研究の充実
～授業研究で協働性・同僚性・語り合いがある組織づくりを～ …………… 98
- 6 ICT活用による指導の充実 …………… 104
- 7 多様なニーズのある児童生徒に求められる対応①
～自尊感情、自己理解への支援～ …………… 110
- 8 多様なニーズのある児童生徒に求められる対応②
～コミュニケーションと社会性の支援～ …………… 116
- 9 多様なニーズのある児童生徒に求められる対応③
～児童生徒の行動から考えるポジティブ行動支援～ …………… 122
- 10 多様なニーズのある児童生徒に求められる対応④
～できる状況づくり～ …………… 128
- 11 多様なニーズのある児童生徒に求められる対応⑤
～コミュニケーションが取りにくい重度・重複障害へのテクノロジーを
活用した対応～ …………… 134
- 12 これからのキャリア教育の一層の充実に向けて …………… 140

第 1 章

共生社会の実現を目指す
特別支援教育の
今とこれから

1 特別支援教育の今

我が国の特別支援教育は、1878年に京都盲啞院の開設を嚆矢とし（文部省、1978）、すでに150年の歴史に迫ろうとしている。その間、1947年の学校教育法による特殊教育制度の発足、2006年の学校教育法等改正による特別支援教育の本格実施（2007年）などを経て、今日に至っている。制度面では多様な学びの場の充実やシステムの整備などを図りつつ、子ども一人ひとりに固有の教育的ニーズに適確に応えるための現場での実践研究が続けられながら、我が国の特別支援教育の今がある。

特別支援教育の発展過程は、折々に国際的な動向とも連動した。最近では、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約、2008年発効）の掲げるインクルーシブ教育システムの構築とも連動し、特別支援教育制度の整備が進んでいる。我が国においては、障害者権利条約は2014年に批准・発効となっているが、多様でかつ連続性のある学びの場の充実が図られることとなった。この努力は、1878年以降、紆余曲折を経ながらも積み重ねられてきた特別支援教育充実の努力と符合する。

一方、2022年9月に国連障害者の権利に関する委員会によって採択された障害者権利条約にかかる第1回日本政府報告に関する総括所見では、*‘The perpetuation of segregated special education of children with disabilities’*（障害のある子どもへの分離された特別な教育の永続）の懸念が表明された。我が国の特別支援教育の現状を分離教育とした上での懸念である。本件は、一般メディアにも取り上げられ、特別支援教育の在り方が注目された。

いずれにしても、通常の教育とは切り離されて議論されがちであった障害のある子どもへの教育は、特別支援教育時代の今、これまでの実績を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築に向けてさらなる歩みを進めている。

2 特別支援教育のこれから

(1) 「全特連ビジョン」から考える特別支援教育のこれから

我が国の特別支援教育のこれからは、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の、いっそうの充実が求められる。子ども一人ひとりが、その子らしく、生き生きと学校生活で活躍しながら、確かな生きる力を豊かに養っていくことが願われる。

ところで、全日本特別支援教育研究連盟（全特連）では、2015年2月に常任理事と全国の構成52団体の各地区代表をメンバーとして、第1回「全特連在り方検討会」を開催、その後も会を重ね、2017年10月の理事・評議員研究協議会において、「全特連ビジョン」を採択した（松矢、2018）。

「全特連ビジョン」は今後5年程度をメドとした全特連のアクションプランと言えるが、全国の構成団体からなる理事・評議員研究協議会における議論を踏まえた包括的なカテゴリーを有する。つまり、全特連が描く特別支援教育の今後の方向性検討のカテゴリーともいえる。

「全特連ビジョン」はその後、2022年5月の理事・評議員研究協議会においてはじめての改定が行われ、現在は第2次のプランとして全特連ホームページに公表されている。ぜひ、ご参照いただきたい（http://zentokurenhp.world.coocan.jp/gaiyou/files/2022_vision.pdf）。

「全特連ビジョン」は、以下の6項目から構成されている。

- 1 特別支援教育の推進による共生社会の実現を目指す
- 2 教育・福祉・労働・医療等の関係機関の連携推進による生涯にわたる総合的な支援体制の充実を目指す
- 3 卒業後の自立や社会参加の実現に向けて子供たちのキャリア発達を支援する視点からの教育の推進を目指す
- 4 特別支援教育に関する専門性の高い教職員の育成を目指す

- 5 子供たちが安全・安心で豊かに暮らせる社会を目指す
- 6 特別支援教育の教育課程に関する実践研究の一層の充実を目指す

以下、本章では、この6項目に即して、特別支援教育のこれからを考えていきたい。なお、全特連は知的障害等発達障害のある子どもの教育を推進する団体である。したがって、以下の論述は、知的障害等発達障害のある子どもを前提としているが、他障害の教育分野についても理念等で共有できるものと考えている。

(2) 特別支援教育の推進による共生社会の実現

「全特連ビジョン」の第1項目は、「特別支援教育の推進による共生社会の実現を目指す」である。

インクルーシブ教育システム構築にかかわる基礎的環境整備と合理的配慮の実現のための指導方法・内容等の充実と研究を推進することが必要である。基礎的環境整備も合理的配慮も、障害のある子ども一人ひとりが、よりよく社会の中で生活する上で必須のことである。学校もまた社会である以上、基礎的環境整備及び合理的配慮の充実を図っていくことで、よりインクルーシブな学びの実現にアクセスできよう。

そのために、通常の教育と特別支援教育の場の連続性をいっそう図っていくことはもとより、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校などの学校や福祉施設などとの連携も重要な課題となる。

さらに、いわゆる特別な場としての、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室（高等学校を含む）の指導の充実も必要である。これらの場での学びのニーズは年々高まっており、そのニーズに応える教育の質的向上は必須の課題である。

(3) 教育・福祉・労働・医療等の関係機関の連携推進

第2項目は、「教育・福祉・労働・医療等の関係機関の連携推進によ

る生涯にわたる総合的な支援体制の充実を目指す」である。

特別支援教育体制の整備に伴い、特別支援学校等に他領域の専門家の参加が進んでいる。教育・福祉・労働・医療等のそれぞれの関係機関による個別の支援計画の共有と活用は、連携の円滑化には不可欠である。これらの個別の支援計画等の早期からの作成推進と情報の共有、連携の充実が図られることが望まれる。

さらには、人と人との早期からの連携も必要である。一人の子どもをそれぞれの立場から支える関係者が、顔の見える関係となることで、支援計画等のフォーマルなシステムも実効性を高める。

学校教育においても、これら関連機関との連携の下、個別の教育支援計画を適確に作成し、活用していくことが不可欠である。また、学校教育において授業実践の充実は不可欠であり、その点では、個別の指導計画の作成と日常的な活用も求められる。それによって、日々の子どもの学校生活の充実を図り、将来の望ましい進路へとつなげていくのである。

個別の教育支援計画や個別の指導計画などが効果的に機能していくことで、就学前から卒業後までの切れ目ない学習支援、そして就学支援・移行支援の指導・支援の充実が図られる。これらの計画の策定は着実に進んでいるが、今後いっそう質的な改善と効果的な運用が求められる。

(4) 自立や社会参加の実現に向けたキャリア発達支援

第3項目は、「卒業後の自立や社会参加の実現に向けて子供たちのキャリア発達を支援する視点からの教育の推進を目指す」である。

2017年以降の現行学習指導要領においては、小学校・小学部段階からのキャリア教育の充実が図られている。ともすれば進路指導や職業教育と混同されがちなキャリア教育であるが、ライフキャリアの充足という点から、各年齢段階での学習活動や学校生活の充実を図る方向での実践研究の進展が望まれる。自立や社会参加という言葉には、学校卒業後に実現される目標という語感がある。しかし、人が社会の中で生き生きと生活することは、すべてのライフステージにおける権利である。大人も

子どもも、かけがえのない社会の構成員である。したがって、自立と社会参加を目指すという場合、まず現在の学校生活での生き生きとした学び・生活の実現を図りたい。

もちろん、キャリア教育が、学校卒業後の社会において、一人ひとりがその役割をしっかりと担い、生きていくことを願っていることも疑う余地がない。そこで、学校生活の最終段階となる高等部における進路指導・職業教育の充実もまた、キャリア教育の充実を意味する。その場合も、単なる職業技能の訓練に注力するのではなく、日々の豊かな働く生活の充実という視点を欠かすことはできない。

今日、生涯学習、生涯発達の視点からの社会全体での教育が課題とされる。特別支援教育においても、特別支援学校高等部卒業後の生涯学習への支援を検討していきたい。授業において、将来の学びにつながる内容を取り入れることはすでに行われているが、学校卒業後の社会教育機関との連携等も今後充実を図っていきたい。

キャリア教育は、すべてのライフステージにおいて、社会の中で豊かに生きることを本質的な目標としている。したがって、その学びの具体化でも、地域社会と連携した教育の推進が不可欠である。社会の中で、生き生きと活躍する子どもの姿を願い、日々の授業実践に努めたい。

(5) 特別支援教育に関する専門性の高い教職員の育成

第4項目は、「特別支援教育に関する専門性の高い教職員の育成を目指す」である。

2022年3月には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」において、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が取りまとめられ、今後の特別支援教育担当教員の養成に関する総括的な方向性が示された。すべての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内で、特別支援学級や特別支援学校を複数年経験することとなる状態を目指すこと等が提言されている。

2022年7月には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関す

る検討会議」において、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」が取りまとめられた。

いずれの動向も、特別支援教育にかかわる、より専門性の確かな教員養成が今後期待できる動向である。「全特連ビジョン」においても、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員、特別支援学校教職員の専門性の向上、研修の充実を課題として示している。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の教職員等の特別支援教育への専門性の向上、研修の充実も課題とされる。

今日、さまざまな講習会等が各地で開催されているが、コロナ禍を経てオンライン講習会等が定着している現在、いっそう多様な方法の検討がなされてよい。

(6) 子供たちが安全・安心で豊かに暮らせる社会を目指す

第5項目は、「子供たちが安全・安心で豊かに暮らせる社会を目指す」である。

この項目には、防災や安全という子どもを守る視点と、健康で文化的な生活を目指すという子どもの豊かな生活を指向する視点がある。

東日本大震災以降の防災意識の高まり、学校で発生する子どもの生命にかかわる深刻な事件の多発などに対しては、特別支援学校等においても実践研究が蓄積されてきている。多様な障害特性に応じた防災教育・安全教育のあり方を検討していくことが今後も必要である。

性教育、食育等、健康に関する実践研究は、各障害種の障害特性に応じて従前から行われてきた。健康や安全にかかわるため、その教育的ニーズは高いが、今後さらに前述の生涯学習との関係も含め、日々の生活を豊かにしていくという視点からの取り組みの充実も図りたい。

東京オリンピック・パラリンピックを通して、障害者スポーツへの関心が高まりを見せている。パラスポーツはすでに障害のない人たちとも共有できるものとなってきている。インクルーシブな社会の実現を図るために、学校教育でもいっそうの展開を期待したい。障害のある人の芸

術・文化活動についても、メディア等での関心が高まり、社会の日常に浸透しつつある。学校での芸術・文化活動の発信もいっそう必要である。

これらの学びも、高等部卒業後の生涯学習につながる指導・支援の充実を図っていきたい。

また、今日、外国に出自のある子ども等、多様な背景のある子どもが特別支援教育の場でも学んでいる。教育的ニーズを多面的に把握し、そのニーズに応えるための実践研究も進めていきたい。

(7) 特別支援教育の教育課程に関する実践研究の一層の充実

第6項目は、「特別支援教育の教育課程に関する実践研究の一層の充実を目指す」である。

日々の授業づくりは教育課程に基づいて行われる。教育課程研究の充実は授業の充実につながり、授業の充実が教育課程の改善につながる。

学習指導要領で「生きる力」を養うことがこれまで以上に明瞭に示される現在、現場での教育課程研究は不可欠である。「全特連ビジョン」では、このことに関して、以下の論点を示している。

一つは、「学びの連続性」の推進に関する実践研究である。幼稚園から高等学校までの学びの連続性をより確かにしていくことが求められており、これは、特別支援学校幼稚部から高等部までの連続性においても同様である。さらに特別支援教育では、特別支援学校等の特別な学びの場と通常の学校等の学びの場の連続性を図っていくことも、インクルーシブ教育システムの構築という点から重要な研究課題となる。

現行の学習指導要領は、「生きる力」を養うという方向性の下、「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」などのキーワードを示している。特にこれらは、知的障害教育課程・指導法の伝統とも合致するものであり、これまでの実践研究の発展をいっそう期したい。

学習指導要領にかかわる動向では、「知的障害教育の教科」に関する議論も活発である。通常の教育における教科の考え方や示し方が大きな転換を果たしている現在、「知的障害教育の教科」がこれらに対して有

する連続性や独自性を明確にしていき、知的障害のある子どもの教育的ニーズに応えることができる教科の姿を明らかにしたい。生活単元学習等の各教科等を合わせた指導のあり方も、「知的障害教育の教科」の特質を踏まえての検討が必要である。

併せて、すべての障害種において、自立活動に関する関心も高まりを見せている。学習指導要領の示す教科の指導と自立活動の指導の関係、多様化する障害に適確に対応するための自立活動のありようなど、論点は多い。

インクルーシブ教育システムを構築する上で大きな役割を果たしてきた交流及び共同学習についても、交流と共同の両方の目的を正しく達成できるための実践研究は今後も継続していく必要がある。参加するすべての子どもが十分な学びを達成できているか、日常的な学びが実現できているかなど、さまざまな視点からの授業改善が求められる。

Society 5.0が提唱される今日、すべての学校種でのICT利活用に関する実践研究はもはや必須である。特別支援教育では、ICTを活用することにより、より効果的な学習を展開できるための授業研究はもちろん、子どもが社会の中にあるICTへのアクセシビリティを高めていくための学びの充実も欠かせない。

〔文献〕

松矢勝宏（2018）全特連ビジョンの採択について、『特別支援教育研究』728, pp.58-59

文部省（1978）『特殊教育百年史』東洋館出版社

名古屋 恒彦

執筆者一覧

【編著者】

全日本特別支援教育研究連盟

障害等のために特別な教育的ニーズのある子どもの教育にかかわる教師等の団体。1949年結成。全国52の都道府県市関係団体で構成される連合体であるが、個人会員制度も導入されている。機関誌に『特別支援教育研究』（月刊）、著書に『特別支援教育 学級経営12か月』シリーズ、『生活単元学習 春夏秋冬』『作業学習 不易流行』『特別支援学校新学習指導要領 ポイント総整理 特別支援教育』（いずれも東洋館出版社）等がある。

【執筆者】（執筆順。所属等は2023年10月現在。*印は本書の編集委員）

- ***名古屋恒彦** 植草学園大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長：はじめに、第1章、第3章2
- 青山 新吾** ノートルダム清心女子大学准教授：第2章1
- 霜田 浩信** 群馬大学教授：第2章2
- 山中ともえ** 元 調布市立飛田給小学校校長、全日本特別支援教育研究連盟研究部長：第2章3
- 米谷 一雄** 東京都立水元小小学園統括校長、全日本特別支援教育研究連盟副理事長：第2章4
- 久保山茂樹** 国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員：第2章5
- ***渡邊 貴裕** 順天堂大学先任准教授、全日本特別支援教育研究連盟出版部員：第2章6
- 又村あおい** 全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長：第2章7
- 西永 堅** 星槎大学副学長、全日本特別支援教育研究連盟国際等連携部長：第2章8
- 佐藤 慎二** 植草学園短期大学特別教授：第3章1
- ***丹野 哲也** 東京都立多摩桜の丘学園統括校長、全日本特別支援教育研究連盟出版部員：第3章3
- 米田 宏樹** 筑波大学教授：第3章4
- 竹林地 毅** 広島都市学園大学教授：第3章5
- 金森 克浩** 帝京大学教授：第3章6
- 小島 道生** 筑波大学准教授：第3章7
- 藤野 博** 東京学芸大学大学院教授：第3章8
- 平澤 紀子** 岐阜大学大学院教授：第3章9

- 高倉 誠一** 明治学院大学准教授、全日本特別支援教育研究連盟事業部長：第3章10
- 伊藤 史人** 島根大学助教：第3章11
- * **菊地 一文** 弘前大学大学院教授、全日本特別支援教育研究連盟副理事長兼出版部長：
第3章12
- 松矢 勝宏** 東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟顧問：第4章

カスタマーレビュー募集

本書をお読みになった感想を下記サイトにお寄せ下さい。レビューいただいた方には特典がございます。

<https://www.toyokan.co.jp/products/5388>



これからの特別支援教育は どうあるべきか

2023(令和5)年12月27日 初版第1刷発行

編著者：全日本特別支援教育研究連盟

発行者：錦織 圭之介

発行所：株式会社東洋館出版社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-9-1

コンフォール安田ビル2階

代表 TEL 03-6778-4343 FAX 03-5281-8091

営業部 TEL 03-6778-7278 FAX 03-5281-8092

振替 00180-7-96823

URL <https://www.toyokan.co.jp>

装幀 水戸部 功

本文デザイン・組版 株式会社明昌堂

印刷・製本 株式会社シナノ

ISBN978-4-491-05388-2

Printed in Japan

JCOPY ((社) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。